

い かた
**伊方地域の緊急時対応
(全体版)**

内閣府政策統括官(原子力防災)付
伊方地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.3
2. ^{い かた} 伊方地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
5. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.33
6. 予防避難エリアにおける対応	P.42
7. UPZ圏内における対応	P.92
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.113
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P.124
10. 原子力災害時の医療の実施体制	P.135
11. 国の実動組織の支援体制	P.144

1. はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した伊方^{いかた}地域原子力防災協議会において、四国電力(株)伊方発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画、避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. ^{い かた}伊方地域の概要

- 伊方^{いかた}発電所は、四国電力(株)が愛媛県^{にしようぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}に設置している原子力発電所である。
- 伊方^{いかた}発電所は、昭和52年9月に1号機の営業運転を開始。昭和57年に2号機、平成6年に3号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成28年5月をもって廃止となった。

四国電力^{いかた}(株)伊方発電所について

(1) 所在地 愛媛県^{にしようぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}

(2) 概要

1号機 : 56.6万kW・PWR

2号機 : 56.6万kW・PWR

3号機 : 89万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成28年7月現在)

1号機 : 昭和48年 6月／昭和52年 9月／ 38年 (平成28年5月をもって廃止)

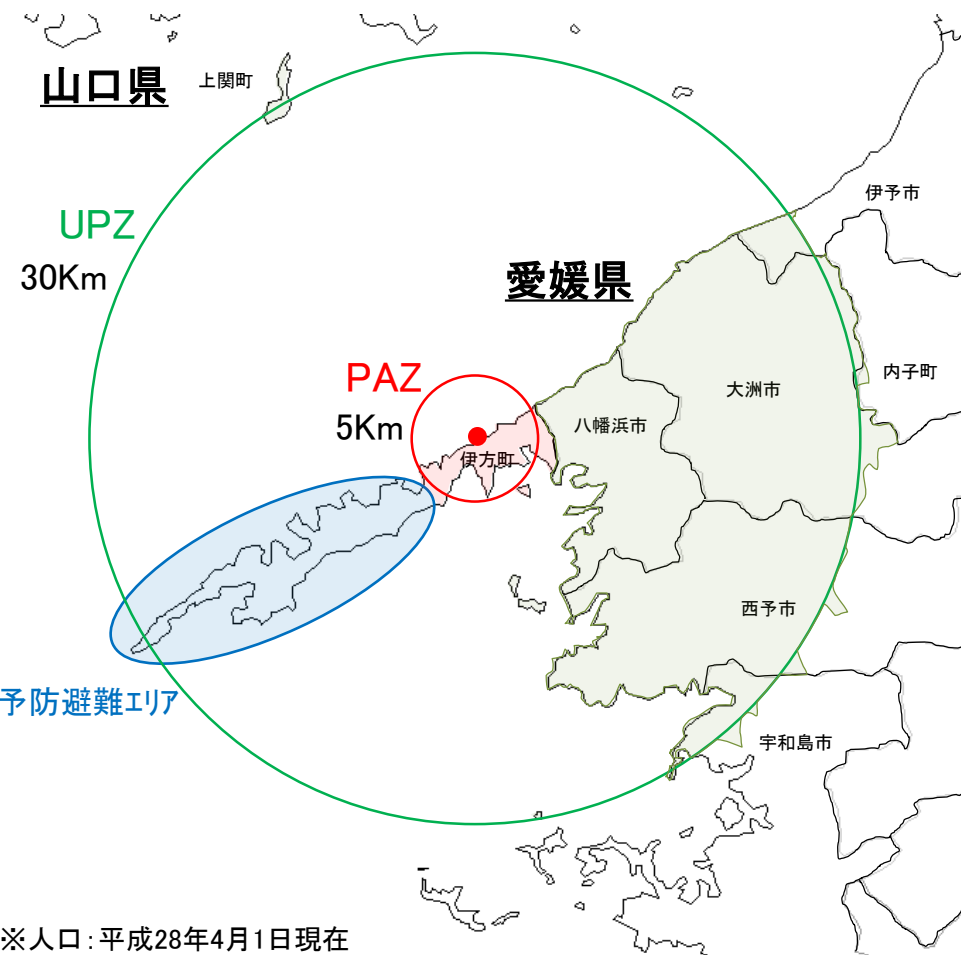
2号機 : 昭和53年 2月／昭和57年 3月／ 34年

3号機 : 昭和61年11月／平成 6年12月／ 21年



原子力災害対策重点区域の概要

- 愛媛県地域防災計画及び山口県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 伊方地域^{いかた}における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は伊方町^{いかたちょう}、UPZ圏内は5市3町にまたがる。
- 伊方町の予防避難エリア^{いかにちよう}（PAZ圏以西の佐田岬半島地域^{さだみさき}）の住民4,724人については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備することとしている。



<概ね5km圏内>

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1町（伊方町^{いかたちょう}（愛媛県）） 住民数：5,340人※

<概ね5～30km圏内>

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

5市3町（伊方町^{いかたちょう}、八幡浜市^{やわたはまし}、大洲市^{おおすし}、西予市^{せいよし}、宇和島市^{うわじまし}、伊予市^{いよし}、内子町^{うちこちよう}（愛媛県）、上関町^{かみのせきちよう}（山口県）） 住民数：116,439人※

<PAZ圏以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア（PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域）：

1町（伊方町^{いかたちょう}（愛媛県）） 住民数：4,724人※

※人口：平成28年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ圏内人口は5,340人、UPZ圏内人口は116,439人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で121,779人。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内				合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)					
				予防避難エリア さだみさき (PAZ圏以西の佐田岬半島地域)					
愛媛県	いかたちょう 伊方町	5,340人	2,413世帯	4,724人	2,345世帯	4,724人	2,345世帯	10,064人	4,758世帯
	やわたはまし 八幡浜市			35,643人	16,547世帯			35,643人	16,547世帯
	おおずし 大洲市			41,851人	18,619世帯			41,851人	18,619世帯
	せいよし 西予市			29,050人	13,343世帯			29,050人	13,343世帯
	うわじまし 宇和島市			4,263人	1,584世帯			4,263人	1,584世帯
	いよし 伊予市			759人	309世帯			759人	309世帯
	うちこちょう 内子町			123人	49世帯			123人	49世帯
小 計		5,340人	2,413世帯	116,413人	52,796世帯	4,724人	2,345世帯	121,753人	55,209世帯
山口県	かみのせきちょう 上関町			26人	20世帯			26人	20世帯
小 計				26人	20世帯			26人	20世帯
合 計		5,340人	2,413世帯	116,439人	52,816世帯	4,724人	2,345世帯	121,779人	55,229世帯

※人口:平成28年4月1日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年国勢調査によると、伊方町^{いかたちょう}全体での他市町からの昼間流入人口は、約1,600名／日。
- また、平成24年経済センサスによると、四国電力関連企業及び物流関連企業を中心に522事業所、約3,800人がPAZ圏内（5km）及び予防避難エリアにて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出人口	差引増△減
^{いかたちょう} 伊方町	1,559人	901人	658人

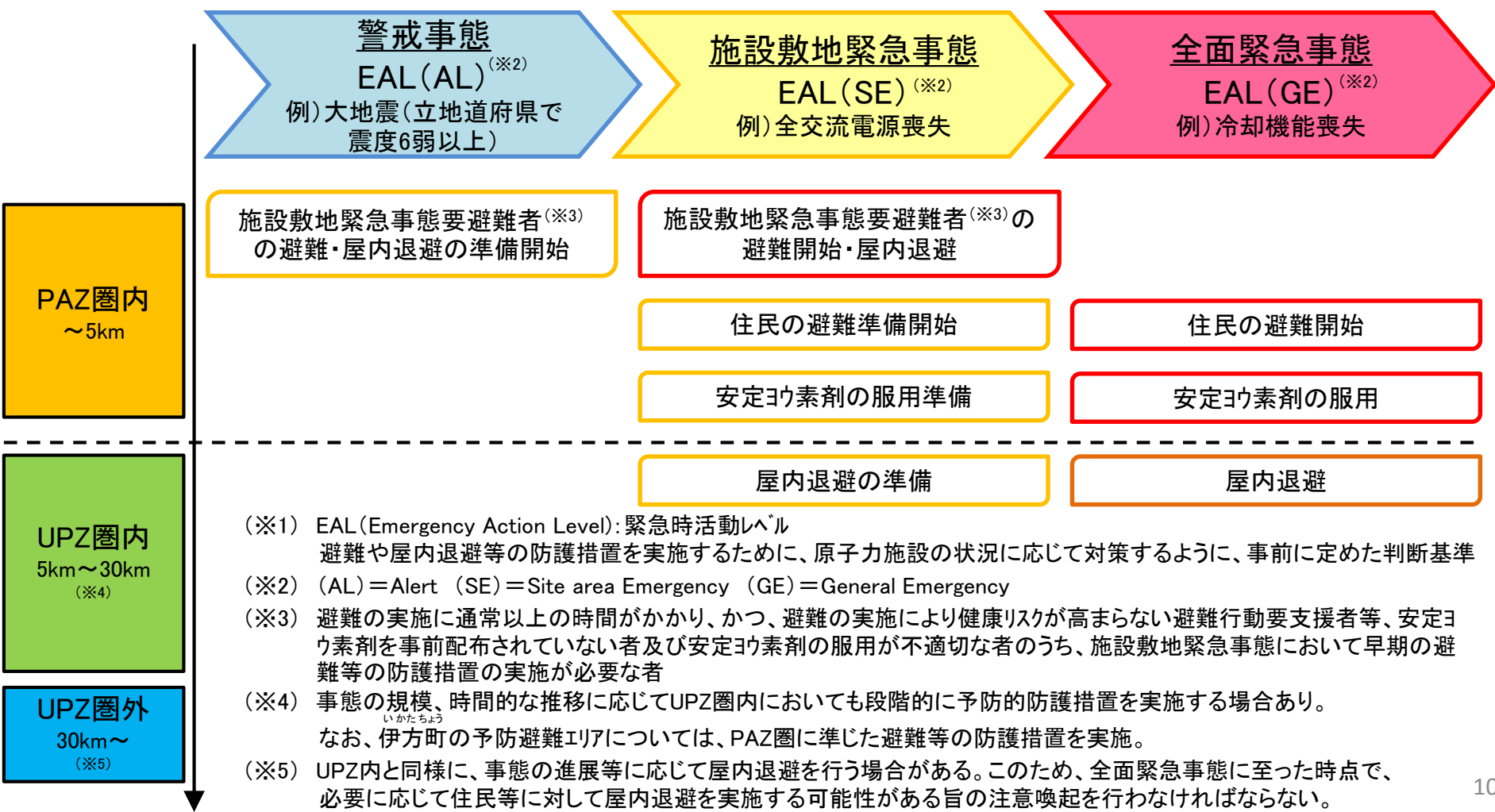
※平成22年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

PAZ圏内及び 予防避難エリア対象地域	事業所数	従業員数
^{いかた} 伊方地域	264	2,720人
^{せと} 瀬戸地域	91	490人
^{みさき} 三崎地域	167	627人
合 計	522	3,837人

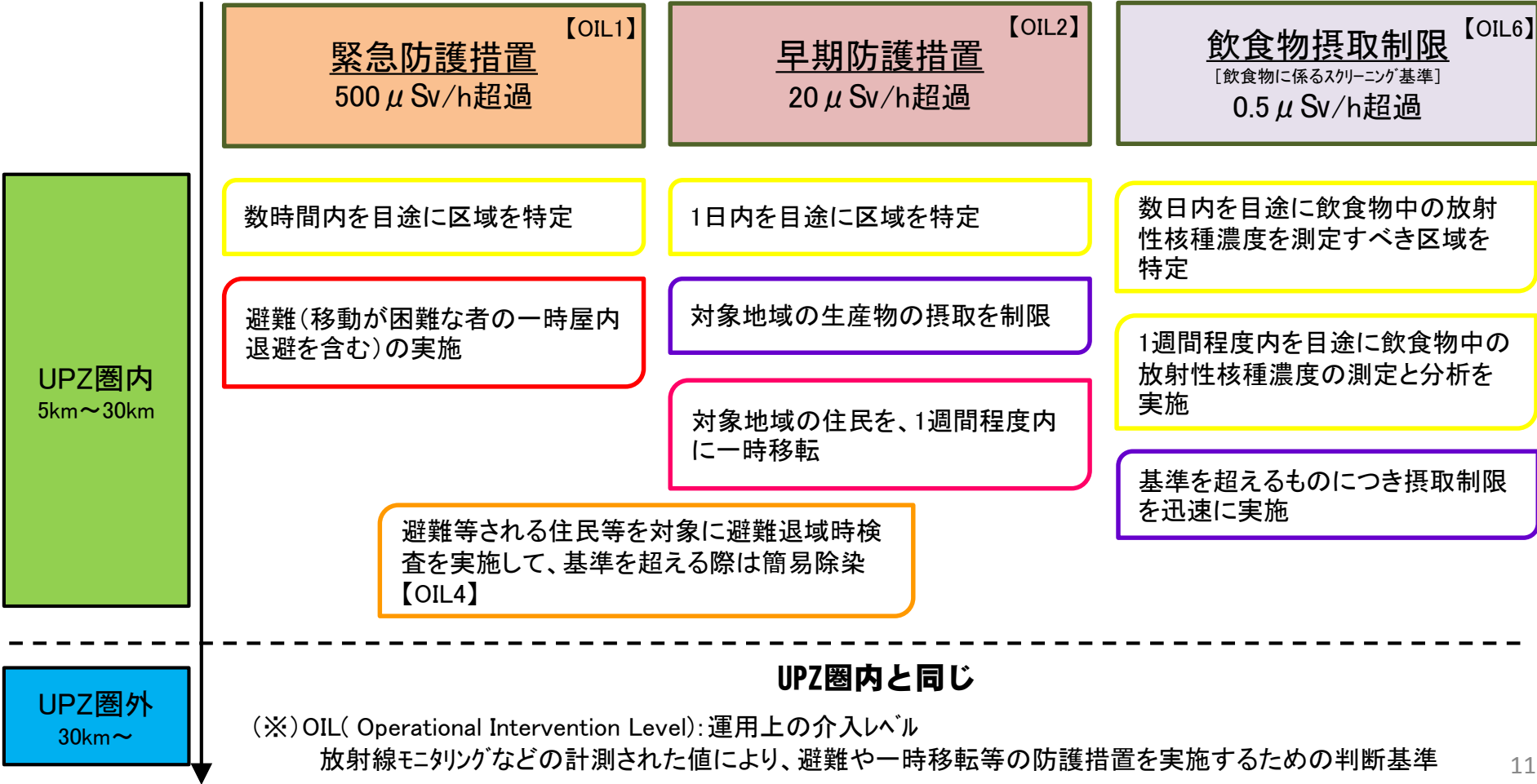
※総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



愛媛県、山口県及び関係市町の対応体制

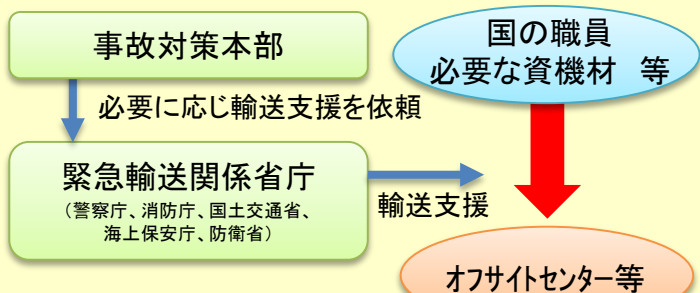
- 警戒事態で、愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害警戒本部^{いかたちょう}（伊方町：緊急会議）を設置し、山口県及び上関町^{かみのせきちよう}は警戒態勢をとる。
- 施設敷地緊急事態で愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害対策本部を設置。
- 全面緊急事態で、山口県及び上関町^{かみのせきちよう}は、災害対策本部を設置。
- 関係市町の災害警戒本部^{いかたちょう}（伊方町：緊急会議）等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ圏内及び予防避難エリアにおける避難行動要支援者の避難準備を開始。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び各県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>



②入間基地～松山空港
輸送機（自衛隊）約1.5時間



①環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導
（警察）約1時間



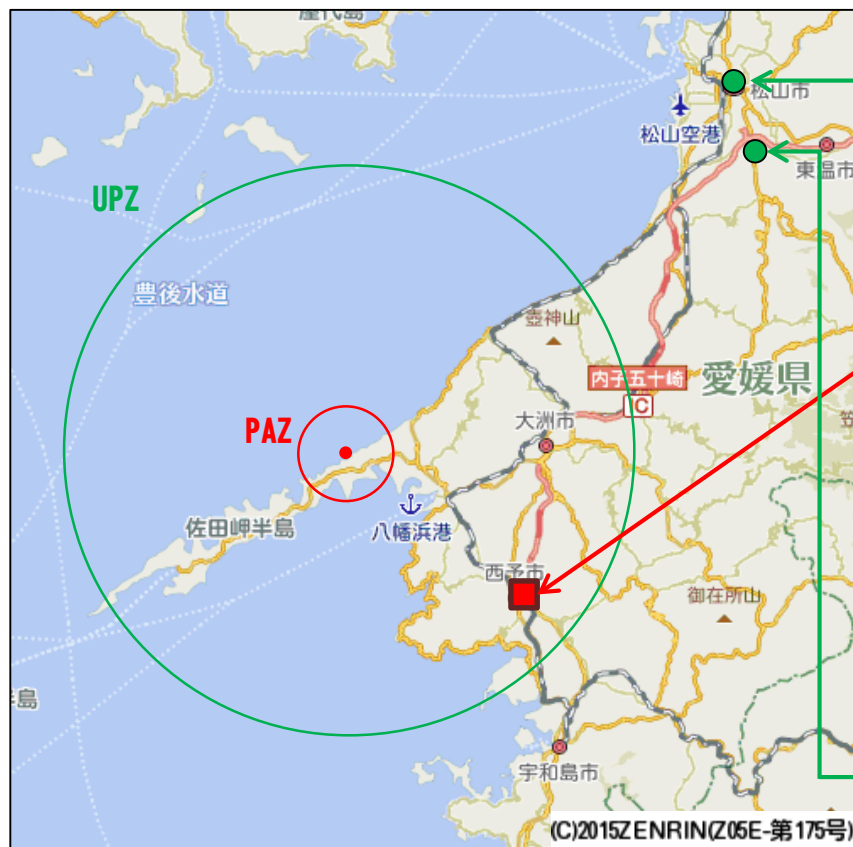
③松山空港～愛媛県オフサイトセンター
ヘリ（自衛隊）約20分



オフサイトセンターへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）
環境省・内閣府～入間基地～松山空港～愛媛県オフサイトセンター
※平成27年度原子力総合防災訓練の想定を参考

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- 愛媛県オフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造4階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射線防護対策(換気設備・フィルタ設置、窓枠の二重化等の気密性向上等)を実施済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、四国電力が用意する電源車で継続して電源を供給。



愛媛県オフサイトセンター (西予市)
(発電所からの距離約24km)

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

伊方発電所の代替オフサイトセンター

○愛媛県庁(松山市): 約57km

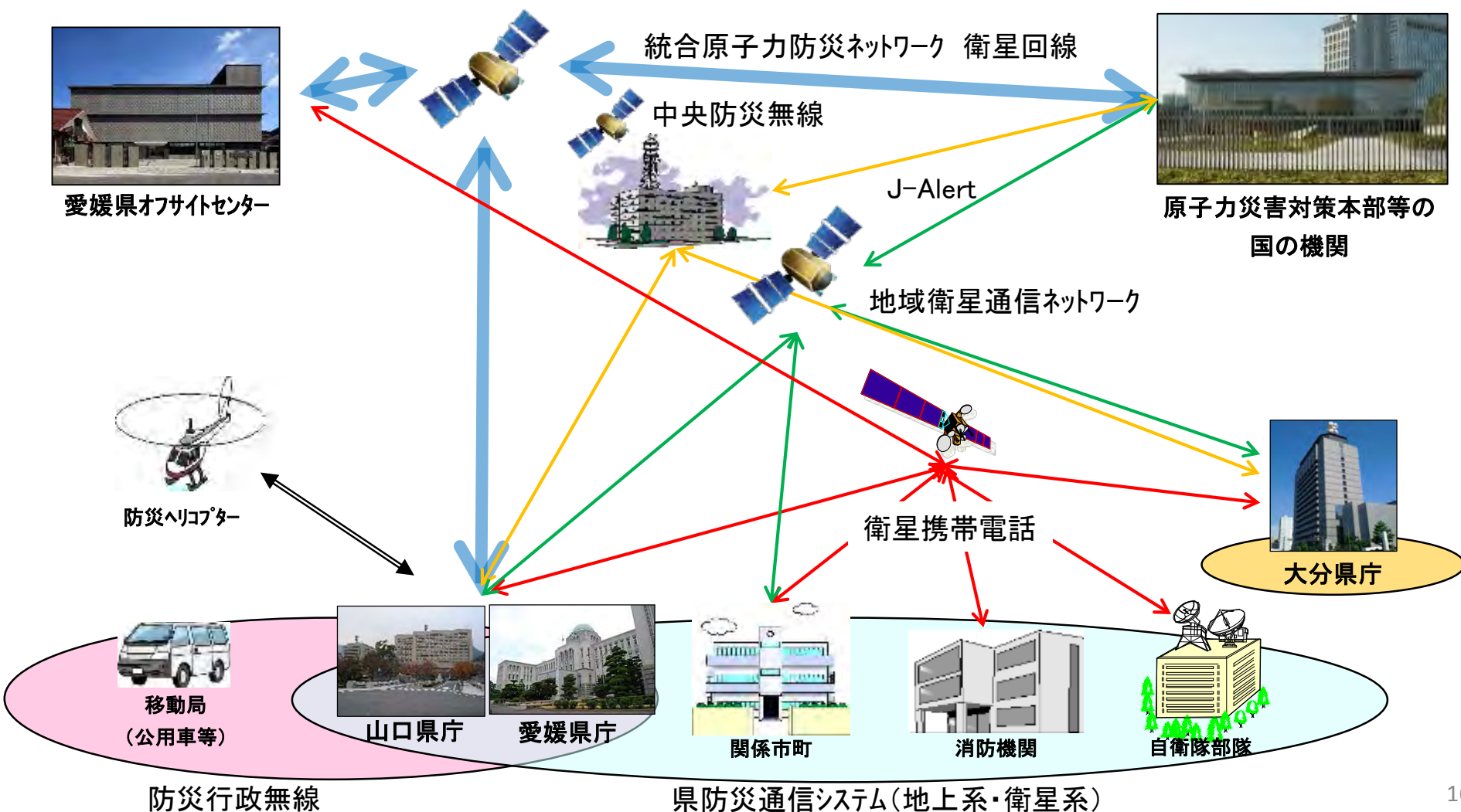
(自家用発電機により、3日間稼働)

○砥部町文化会館(砥部町): 約53km

(自家用発電機を整備中(平成28年度完了予定、3日間稼働)

※距離はいずれも発電所からの直線距離

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞

住 民

情報伝達

関係府県、関係市町

TV会議等を活用し迅速に
情報伝達



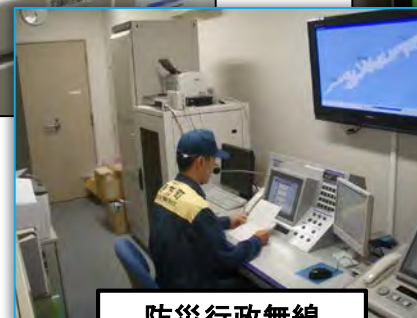
原子力災害対策本部
(首相官邸)



防災行政無線
(戸別受信機)



防災行政無線
(屋外拡声子局)



防災行政無線
(市町からの発信)



CATV



広報車

愛媛県による住民への情報伝達体制

- 愛媛県災害対策本部では、防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）や被害情報（道路、建物等）に関する情報を、愛媛県ホームページや、ツイッター、フェイスブック、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。

愛媛県災害対策本部

情報集約・発信



- 被害情報
（道路、建物等）
- 避難情報等
（避難所等） 等

- ホームページ
- ツイッター
- フェイスブック
- スマートフォンアプリ 等

愛媛県ホームページ



HP
リンク

国による道路被害情報等



公式Twitter



公式Facebook



スマートフォン用アプリ



情報
発信

住民



- 愛媛県災害対策本部では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載した防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）に関する情報を、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。



愛媛県災害対策本部

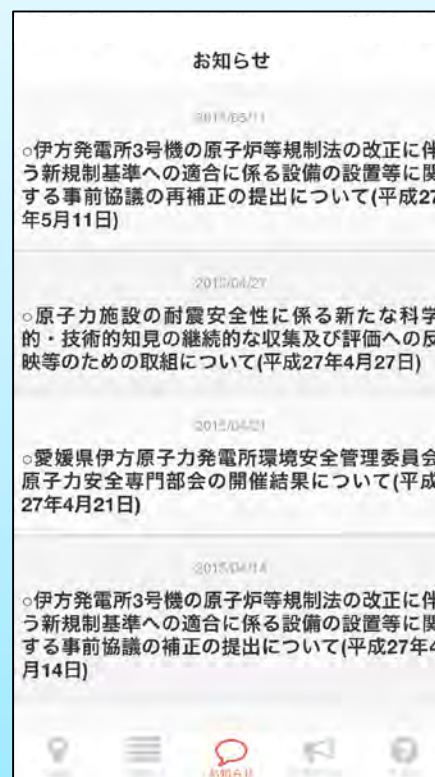
スマートフォン用アプリ



お知らせ
(報道発表等)

プッシュ通知による
受取りが可能

愛媛県から住民に対して情報を伝達(イメージ図)



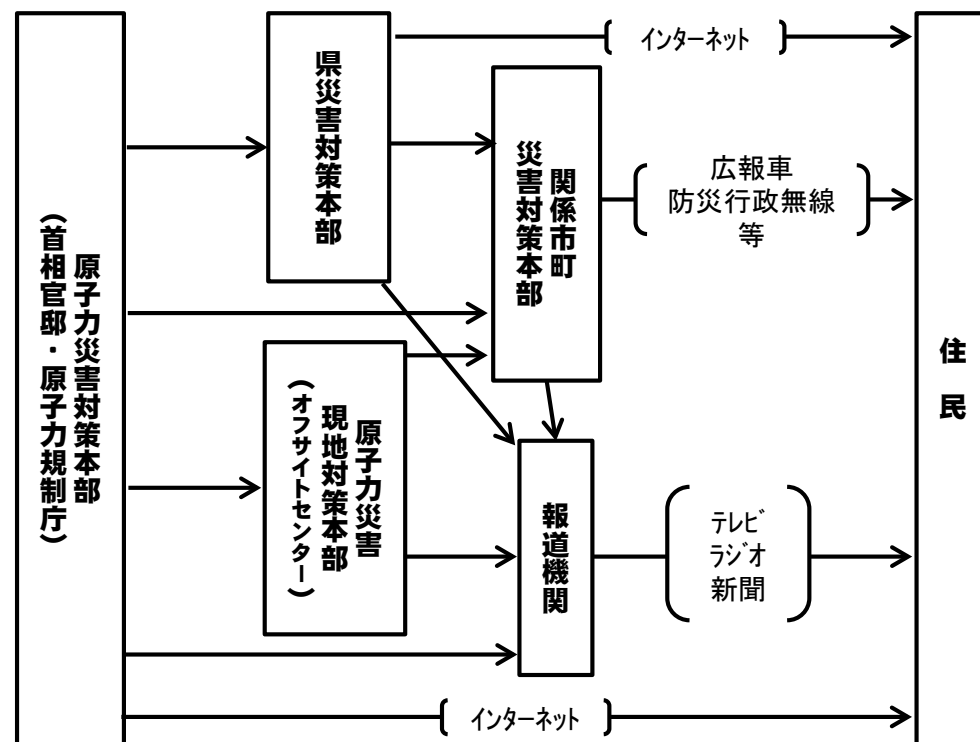
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

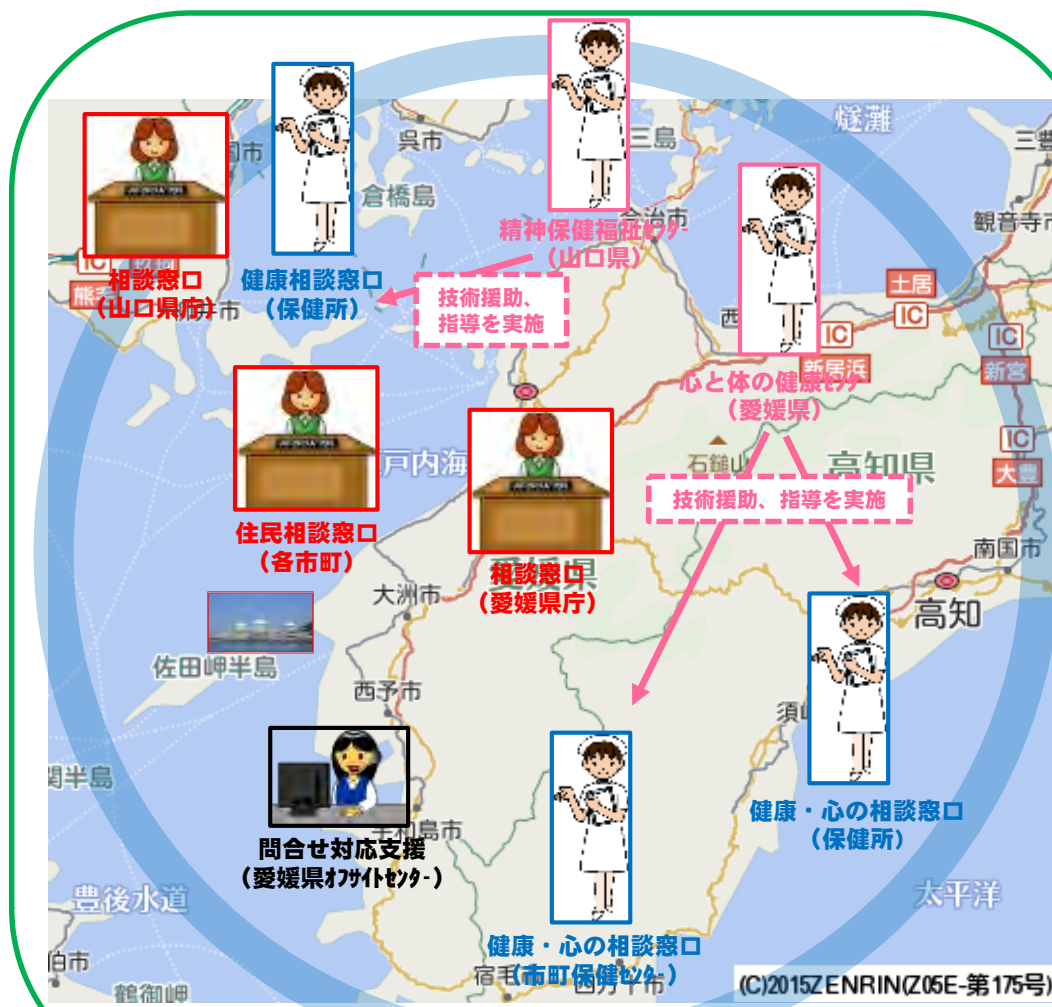
【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

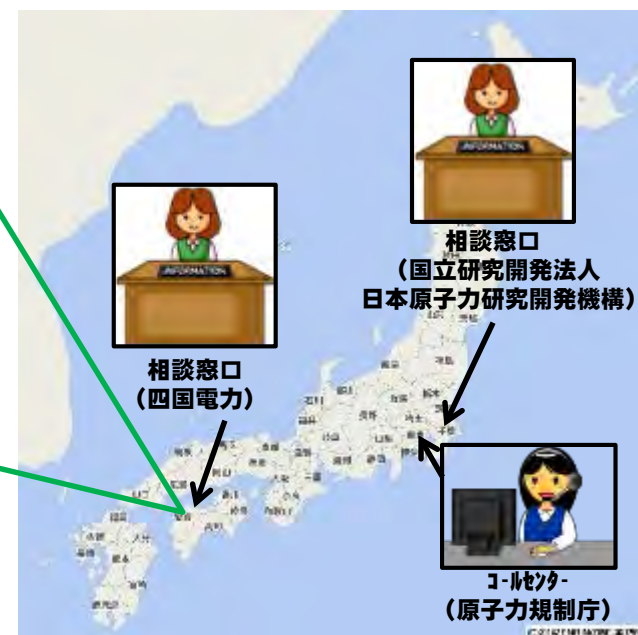
国、愛媛県、山口県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- オフサイトセンターでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問合せ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(四国電力)



4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

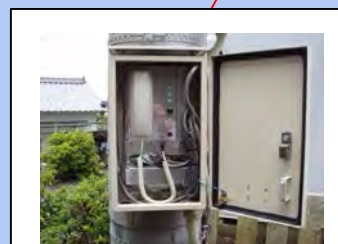
1. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設（放射線防護施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に緊急会議を設置し、緊急会議メンバー13名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14名、瀬戸総合体育館に7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



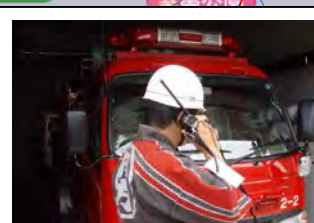
- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により情報共有

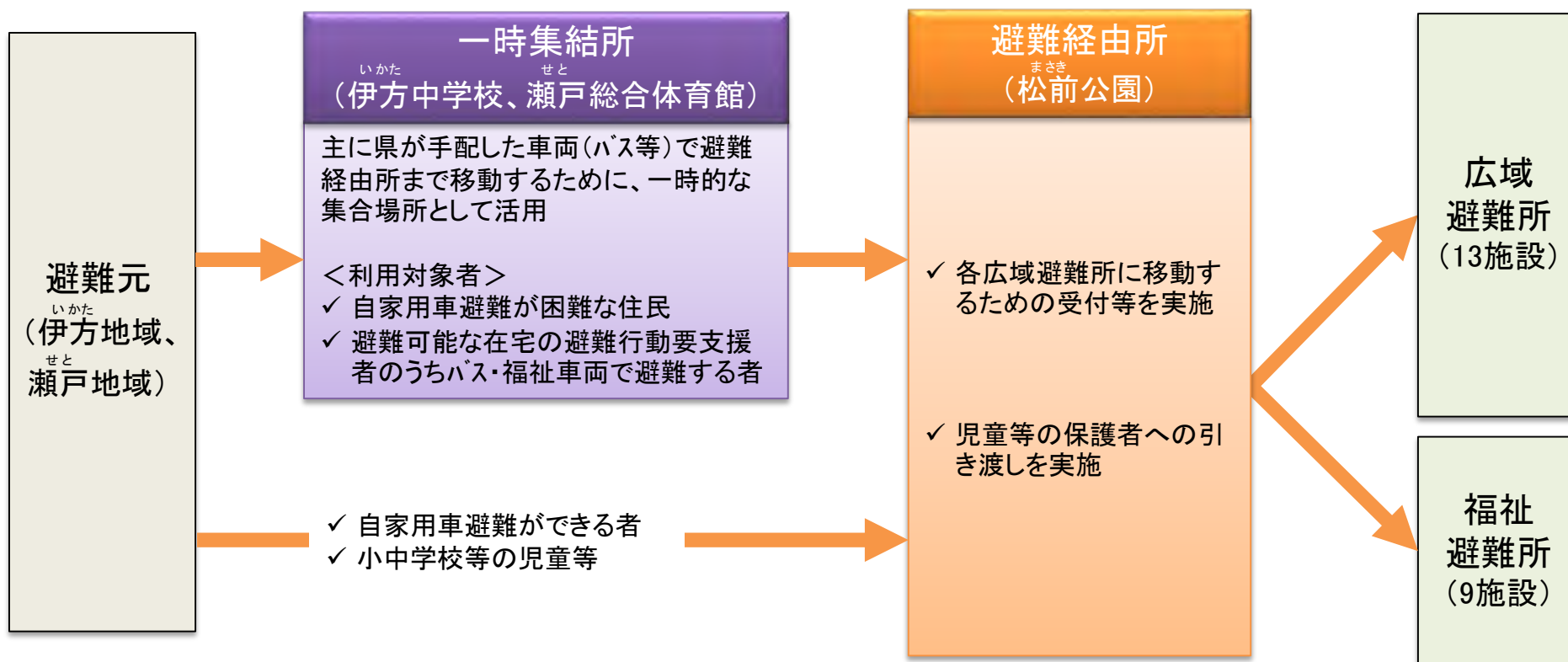


- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所へ移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。

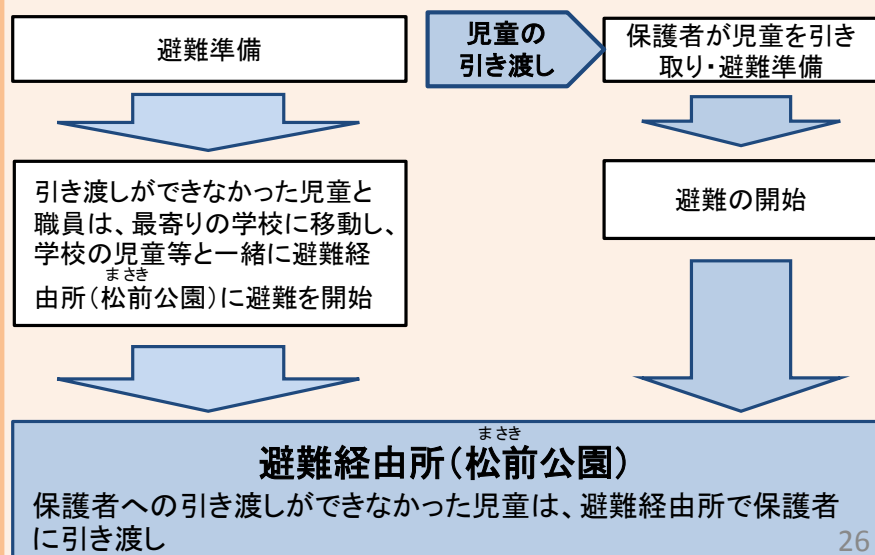
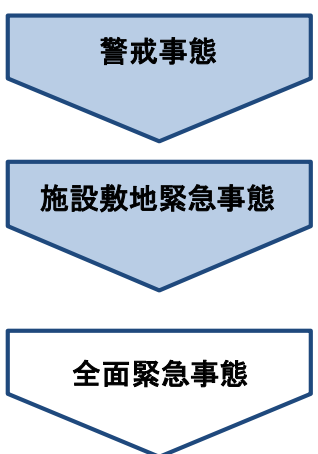
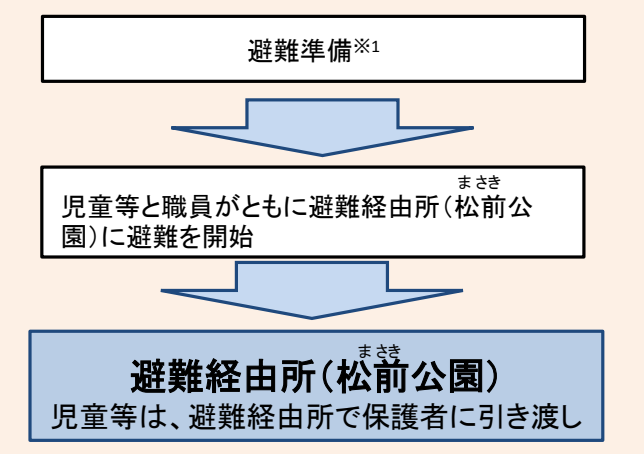


PAZ圏内の学校・保育所の避難

- PAZ圏内の4つの小中学校の児童等(約310人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ圏内の4つの保育所の児童(約140人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
水ヶ浦(みずがうら)小学校	20人	8人	28人
伊方(いかた)小学校	108人	14人	122人
九町(くちょう)小学校	62人	16人	78人
伊方(いかた)中学校	121人	23人	144人
合 計 (4施設)	311人	61人	372人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	17人	5人	22人
伊方(いかた)保育所	92人	19人	111人
九町(くちょう)保育所	22人	8人	30人
加周(かしゅう)保育所	8人	6人	14人
合 計 (4施設)	139人	38人	177人

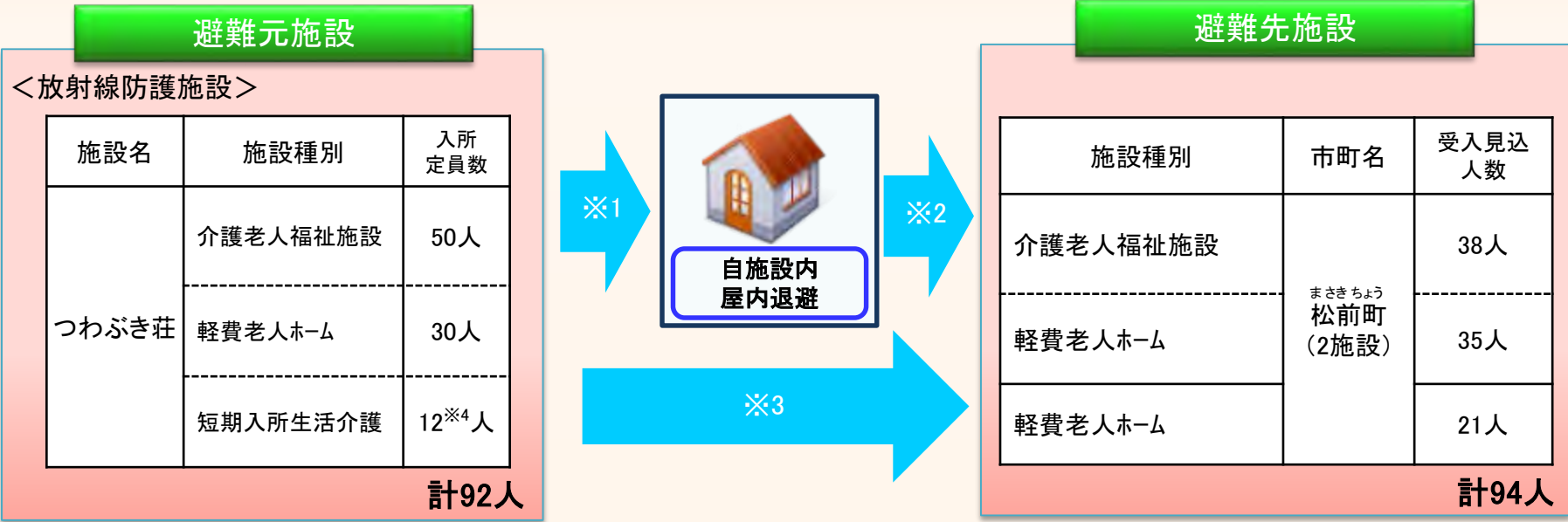


※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。
 ※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

PAZ圏内の社会福祉施設の避難

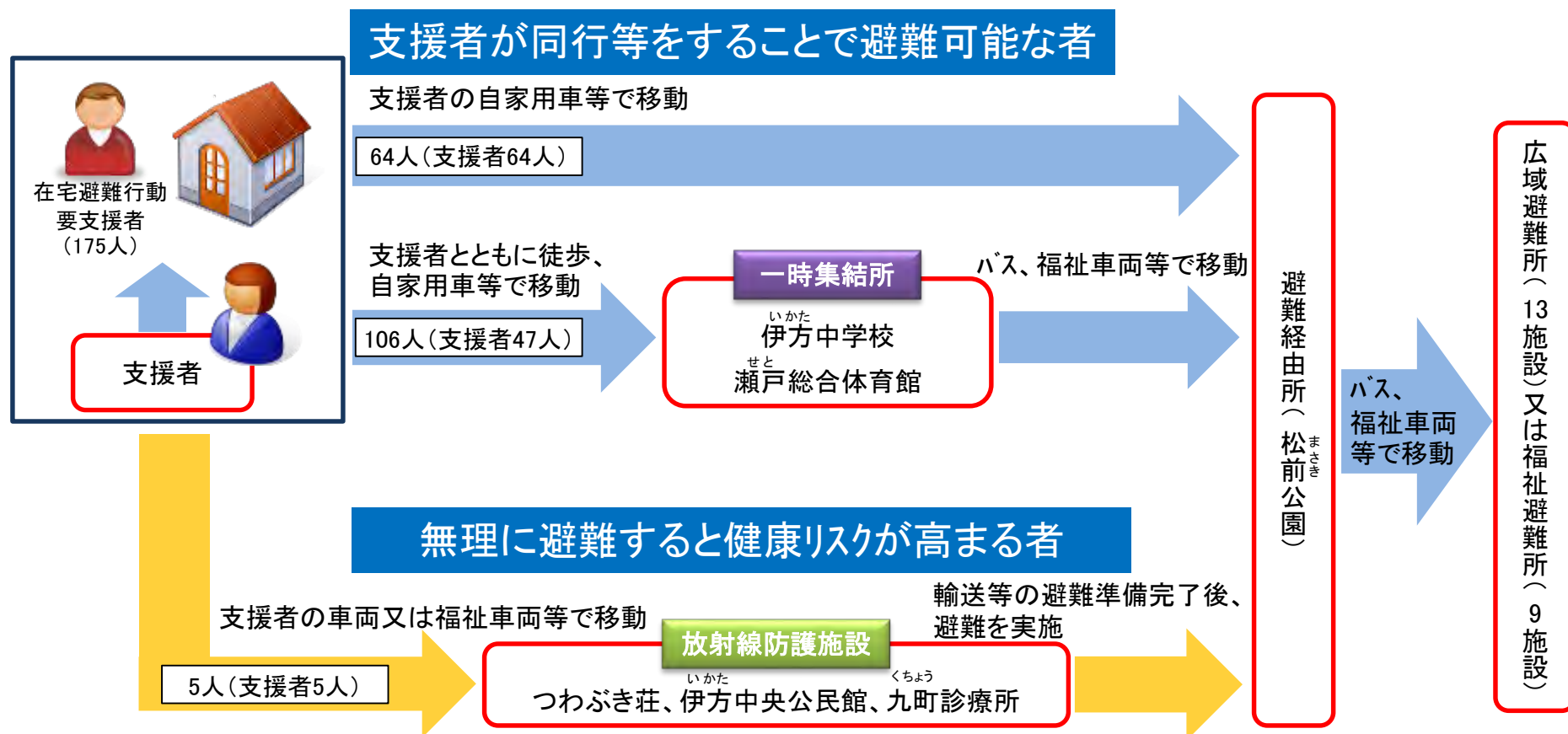
- PAZ圏内の社会福祉施設(1施設約90人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の松前町にある施設において、避難先を確保。
まさきちょう
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<PAZ圏内 1 施設の入所者等の避難の考え方>



※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
 ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

- 在宅の避難行動要支援者の175人うち、116人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

PAZ圏内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約820人について、バス24台、福祉車両25台（ストレッチャー仕様10台、車椅子仕様15台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	549人 (児童等450人+職員99人) (8箇所)	9台 (26人乗) 9台 (46人乗)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P24】
社会福祉施設の入所者等の避難※6	106人 (入所者86人+職員20人) (1箇所)	2台 (46人乗) (入所者63人+職員8人)	6台 (入所者10人+職員5人)	8台 (入所者13人+職員7人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名、車椅子2名乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:5台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	153人 (要支援者106人+支援者47人)	4台 (46人乗) (要支援者79人+支援者25人)	3台 (要支援者5人+支援者5人)	7台 (要支援者22人+支援者17人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名:3台) 【車椅子仕様】 ○伊方町車両(1名、4名、8名乗りを各1台:計3台) ○四電車両(6名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	10人 (要支援者5人+支援者5人)	0台	1台 (要支援者5人+支援者5人)	0台	放射線防護施設に輸送【資料P25】 近距離のため福祉車両1台(四電車両:ストレッチャー2名乗り)でピストン輸送(3往復)を想定
合 計	818人	24台	10台	15台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、学校、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		24台	10台	15台	
(B) 確保車両台数		計28台以上	計10台	計15台	
確保先	いかたちょう 伊方町	—	—	4台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8名、その他5名乗り) ○1台(車椅子4名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、社会福祉施設	5台	1台	2台	【バス等】 ○2台(各29名乗り) ○各1台(15名、10名、7名乗り) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1名、車椅子2名、その他5名乗り) 【車椅子仕様】 ○1台(1名、その他4名乗り)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	23台以上	—	—	バス台数の内訳 【バス】 10台(26名乗り)13台(46名乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	9台	9台	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に換えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②: <車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 9台(伊方地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- PAZ圏内の放射線防護施設は、3施設884人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、884人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備済み。

放射線防護施設(PAZ圏内:3施設)



 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

